

## 宗教法人承継証明願記載上の注意

- **証明願の様式のみ2通押印して提出すること。添付書類は各1通で可。**
  - ※ 印鑑は、法務局（登記所）に登録してあるものを使用すること。
  - ※ 証明文は参考例ですので、事前に御相談ください。また、書類作成の手戻りが発生しないよう、証明書の内容として十分かどうかを法務局にも確認していただくとよろしいかと思います。
  - ※ 証明願の末尾に証明の旨を記載するので、余白を7cm程度設けてください。
  - ※ 証明願が2枚以上にわたる場合は、ホチキスで2か所留めの上、割印をお願いします。
  
- **必要な添付書類は以下のとおり。**
  - 承継登記する不動産の登記事項証明書の原本
  - 法人の登記事項証明書の原本（履歴事項全部証明書）
  - 理由書（証明を必要とする理由を記載したもの。任意様式）
  - その他知事が必要と認める書類
  - 証明手数料は、証明願1通につき600円を、県庁・各合同庁舎・保健福祉事務所等に設置されているセルフレジにて納付してください（セルフレジから発行される「レシート（提出用）」は証明願に貼り付けず、クリップ留めにする。こと。）。
  
- 《セルフレジ設置場所》
  - ①宮城県庁（1階パスポートセンター）、②大河原地方振興事務所、③仙台地方振興事務所、
  - ④北部地方振興事務所、⑤北部地方振興事務所栗原地域事務所、⑥東部地方振興事務所、
  - ⑦東部地方振興事務所登米地域事務所、⑧気仙沼地方振興事務所、⑨仙台保健福祉事務所、
  - ⑩気仙沼保健福祉事務所、⑪仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所、⑫仙台保健福祉事務所黒川支所
  
- **留意事項**
  - 県で証明するのは、旧宗教法人（宗教法人令）と、現宗教法人（宗教法人法）が同一のものであることについての証明であり、特定の財産や不動産が承継されていることを証明するものではありません。
  - 県知事の「承継証明書」がなくても、承継登記が可能な場合もありますので、申請前に管轄の法務局に御相談ください。
  - 通常、証明までには2週間程度を要していますが、古文書などを調査する関係で、2週間以上の審査（調査）期間を要することもあります。